

令和6年7月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「金額」欄の情報は不開示情報には該当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

偶発債務（係属中の訴訟等）集計表（令和4年度）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年6月13日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件開示対象文書のうち、「金額」欄の情報は、令和3年度までの偶発債務（係争中の訴訟等）集計表においては開示されていたのであるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号及び第2号イに規定する不開示情報には該当しないと主張する。

しかしながら、偶発債務（係争中の訴訟等）集計表の「金額」は、当該訴訟等における請求金額を計上しているところ、令和3年度分までとは記載方法が異なり、令和4年度の「金額」欄には、訴訟の目的の価額と同視できる情報を記載している。

そして、訴訟の目的の価額は、その額から申立ての内容が一定程度推知され

得るため、法第5条第1号に規定する個人識別情報又は同条第2号イに規定する法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

なお、上記個人識別情報に相当する部分について、いずれも法第5条第1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

したがって、「金額」欄に記載された情報は、法第5条第1号又は第2号イに相当する。

(2) よって、原判断は相当である。